

総 税 企 第 7 6 号
平成 2 3 年 6 月 3 0 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 3 年法律第 8 3 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 3 年政令第 2 0 2 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 3 年総務省令第 9 6 号）は本日それぞれ公布され、原則として同日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

なお、この通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

I 総括的事項

平成23年度の税制改正においては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- (1) 寄附金税額控除の対象について、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県又は市区町村が条例が定めるものを追加することとし、寄附金税額控除の適用下限額を2,000円に引き下げることにする。

(注)平成24年度分の個人住民税から適用

- (2) 地方税における罰則については、個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の所要の見直しを行うこととした。

II 地方税法の改正に関する事項

第1 道府県税の改正に関する事項

1 道府県民税

- (1) 平成24年度から、個人の道府県民税に係る寄附金税制について、以下の措置を講ずることとした(法37の2、45の2、附則5の5①及び5の6①、令附則4の5①)。

ア 寄附金税額控除の適用対象に、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県が条例で定めるもの(特別の利益が寄附者に及ぶと認められるものを除く。以下「控除対象寄附金」という。)を追加すること。この場合、都道府県が条例で定める寄附金については道府県民税から税額控除すること。

イ 寄附金税額控除の適用下限額を2,000円(改正前5,000円)に引き下げることに。

ウ 控除対象寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合においては、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならないこととする。

エ アの条例の定めは、控除対象寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(以下「控除対象特定非営利活動法人」という。)からの申出があった場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならないこととする。

オ 控除対象特定非営利活動法人は、寄附者名簿を備え、これを保存しなければならないこととする。

カ 都道府県知事は、控除対象寄附金に係る寄附金税額控除の控除額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、控除対象寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができることとする。

- キ 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当するものとして計算した金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととすること。
- なお、非課税となった利子所得に相当する金額は、非課税となった利子等の金額に、特定寄附信託の信託財産から支出した寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額の合計額の当該信託財産から支出した対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額とすること。
- (2) 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえ、その適用期限を平成27年度まで延長することとした（法附則6①～③）。
 - (3) 特定寄附信託について、計画的な寄附が適正に実施されていないと認められる事実が生じ、非課税の適用がなかったものとされた利子について、当該特定寄附信託の受託者がその利子を支払ったものとみなして利子割に関する規定を適用することとすることとした（法附則8の3の2、令附則6）。
 - (4) 保険会社の相互会社から株式会社への組織変更により割り当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を特定口座に受け入れた場合において、当該割当株式と同一銘柄の上場株式等を保有していたことにより、特定口座に受け入れた割当株式の取得価額が異なることとなった場合において、その異なることにより道府県民税の所得割の負担を減少させる結果となるときは、当該特定口座に係る特定株式等譲渡所得について、総所得金額の計算上除外しないこととすることとした（令附則第18の4③）。
 - (5) 特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行した退職金共済事業を行う法人のうち平成20年12月1日前に税務署長の承認を受けたものについて、利子割を非課税とすることとした（法附則41、令附則23）。
 - (6) 法人税割の課税標準である法人税額について、国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずることとした（法23①IV、IVのⅢ）。
 - (7) 法人税割の課税標準である法人税額について、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした（法附則8⑤⑥）。
 - (8) 更正又は決定に基づく法人道府県民税の中間納付額及び利子割額控除等不足額の還付に係る還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後1月を経過する日（当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後3月を経過する日と当該更正の日の翌日以後1月を経過する日とのいずれか早い日）までの日数は、当該計算期間に算入しないこととした（令9の5、9の9の4）。

2 事業税

- (1) 中間納付制度に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、法人（連結法人のうち

所得割を申告納付すべきものを除く。)が事業年度開始の日から6月の期間を一事業年度とみなして仮決算に基づき当該期間の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を計算した場合には、当該付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を課税標準として算定した事業税額が予定申告に係る事業税額を超えないときに限り、当該付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を課税標準として算定した事業税額を申告納付することができることとした(法72の26①)。

- (2) 少額短期保険業に係る法人事業税について、収入金額の2分の1に相当する金額を収入金額から控除する課税標準の特例措置を廃止することとし、少額短期保険業の課税標準である収入金額は、各事業年度の正味収入保険料に生命保険等に係るものは100分の16、損害保険に係るものは100分の26を乗じて得た金額とする措置を講ずることとした(法72の24の2④)。
- (3) 電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて特定規模需要に応ずる電気の供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置について、その適用期限を平成26年3月31日まで延長することとした(法附則9⑧)。
- (4) 更正又は決定に基づく事業税の中間納付額の還付に係る還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後1月を経過する日(当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後3月を経過する日と当該更正の日の翌日以後1月を経過する日とのいずれか早い日)までの日数は、当該計算期間に算入しないこととした(令29)。

3 不動産取得税

- (1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成25年3月31日までの間に取得された一定の要件を満たす新築のサービス付き高齢者向け住宅について、新築住宅に係る課税標準の特例措置を適用することとした(法附則11⑩、令附則7⑱⑳、則附則3の2の17、3の2の18)。
- (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成25年3月31日までの間に取得した土地の上に、一定の要件を満たすサービス付き高齢者向け住宅が新築された場合について、新築住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置を適用することとした(法附則11の4⑤、令附則9の3)。
- (3) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を特定都市再生緊急整備地域の区域内において取得する不動産は当該不動産の価格の2分の1、その他の都市再生緊急整備地域の区域内において取得する不動産は当該不動産の価格の5分の1に相当する額とした上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長することとした(法附則11⑦)。
- (4) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
 - ア 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあつせんを受け

て行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則10①）。

イ 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則10③）。

ウ 日本環境安全事業株式会社が取得する一定の事業の用に供する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則10④）。

エ 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則11①）。

オ 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則11⑬）。

カ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則11の4①）。

(5) 次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。

ア 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成25年3月31日とすること（法附則11⑭、令附則7⑯～⑰）。

イ 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が取得する換地に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成25年3月31日とすること（法附則11⑮）。

ウ 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を当該不動産の価格の5分の3に相当する額とした上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則11③）。

エ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を当該不動産の価格の5分の3に相当する額とした上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則11④）。

オ 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を当該不動産の価格の5分の3に相当する額とした上、その適用期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則11⑤）。

カ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置について、対象となる計画類型を認定中小企業承継事業再生計画に限定した上、その適用期限を平成24年3月31日まで延長すること（法附則11の4③、令附則9の2）。

(6) 次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止することとした。

ア 事業協同組合が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付けを受

- けて取得する一定の施設に係る課税標準の特例措置（旧法 7 3 の 1 4 ⑦、旧令 3 8 の 2、旧則 7 の 7）
- イ 事業者等が独立行政法人住宅金融支援機構等から一定の資金の貸付けを受けて取得する不動産に係る課税標準の特例措置（旧法 7 3 の 1 4 ⑩、旧令 3 9 の 2 の 2）
- ウ 市街地再開発組合が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（旧法 7 3 の 2 7 の 4 ①②）
- エ 再開発会社が第一種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（旧法 7 3 の 2 7 の 4 ③④）
- オ 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い取得した施設建築物（対償の給付のために取得する施設建築の部分を除く。）に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（旧法 7 3 の 2 7 の 4 ⑤⑥）
- カ 住宅街区整備組合が住宅街区整備事業の施行に伴い取得した施設住宅に係る不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（旧法 7 3 の 2 7 の 4 ⑨⑩）
- キ 防災街区整備事業組合等が防災街区整備事業の施行に伴い取得した不動産を一定の期間内に従前の権利者に譲渡した場合の当該不動産に係る納税義務の免除措置（旧法附則 7 3 の 2 7 の 4 ⑪⑫）
- ク 事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付けを受けて取得した一定の不動産を一定の期間内にその組合員等に譲渡した場合の納税義務の免除措置（旧法 7 3 の 2 7 の 5、旧令 3 9 の 5）
- ケ 農地保有合理化法人等が土地改良法の規定に基づき取得した換地を一定の期間内に譲渡した場合の納税義務の免除措置（旧法 7 3 の 2 7 の 7 ②）
- コ 外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とする公益社団法人又は公益財団法人が取得する外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産に係る納税義務の免除措置（旧法 7 3 の 2 7 の 8、旧令 3 9 の 7 の 3）
- サ 農業生産法人が組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資により取得する農業の用に供する土地に係る納税義務の免除措置（旧法 7 3 の 2 7 の 9）
- シ 独立行政法人都市再生機構が取得する旧地域振興整備公団法及び旧都市基盤整備公団法に規定する業務の用に供する不動産に係る非課税措置（旧法附則 1 0 ⑤、旧令附則 6 の 1 6 ⑤）
- ス 駐車場法に基づく駐車場整備計画に従って取得する一定の自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ②）
- セ 河川法に規定する河川立体区域に係る河川管理施設の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ⑤、旧令附則 7 ⑤）
- ソ 民間都市開発の推進に関する特別措置法に規定する認定計画に記載された土地の交

換により隣接土地の所有者が取得する事業区域外の認定事業者が所有する土地（首都圏整備法に規定する既成市街地等の区域内にあるものを除く。）に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ⑥）

タ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得する一定の家屋に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ⑦、旧令附則 7 ⑥～⑧、旧則附則 3 の 2 の 7）

チ 農業経営基盤強化促進法に規定する農地所有者代理事業により取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ⑬、旧令附則 7 ⑯）

ツ 一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する事業により取得する高度テレビジョン放送施設の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ⑭、旧令附則 7 ⑰、旧則附則 3 の 2 の 1 4）

テ 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が認定整備事業計画に基づき取得する認定整備事業の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ⑮、旧令附則 7 ⑱⑲、旧則附則 3 の 2 の 1 5）

ト 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域内の不動産の所有者が当該不動産を認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ⑯、旧令附則 7 ⑳）

ナ 農業経営基盤強化促進法に規定する特定農業法人が協議又は調停により取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ⑰）

ニ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する認定事業者が認定建替計画に基づき取得する土地に係る課税標準の特例措置（旧法附則 1 1 ⑱、旧令附則 7 ㉑、旧則附則 3 の 2 の 1 6）

ヌ 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が取得する一定の土地に係る税額の減額措置（旧法附則 1 1 の 4 ㉓④、旧令附則 9 の 2）

ネ 生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予を受けている者が、適用対象農地等のすべてを農業経営基盤強化促進法に規定する認定農業者に認定された農業生産法人に使用貸借する等の場合で贈与税の納税猶予の継続を認められるときに不動産取得税の徴収猶予を継続する特例措置（旧法附則 1 2 ⑤）

(7) その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 自動車取得税

国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合用旅客運送事業を経営する者が取得する一定の一般乗合用バスに係る自動車取得税の非課税措置について、都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスの取得を非課税とする措置に改めることとした（法附則 1 2 の 2 の 2 ①）。

第 2 市町村税の改正に関する事項

1 市町村民税

- (1) 平成24年度から、個人の市町村民税に係る寄附金税制について、以下の措置を講ずることとした（法314の7、317の2、附則5の5②及び5の6②、令附則4の5②）。
 - ア 寄附金税額控除の適用対象に、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として市区町村が条例で定めるもの（特別の利益が寄附者に及ぶと認められるものを除く。以下「控除対象寄附金」という。）を追加すること。この場合、市区町村が条例で定める寄附金については市町村民税から税額控除すること。
 - イ 寄附金税額控除の適用下限額を2,000円（改正前5,000円）に引き下げること。
 - ウ 控除対象寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合においては、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならないこととすること。
 - エ アの条例の定めは、控除対象寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があった場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならないこととすること。
 - オ 控除対象特定非営利活動法人は、寄附者名簿を備え、これを保存しなければならないこととすること。
 - カ 市町村長は、控除対象寄附金に係る寄附金税額控除の控除額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、控除対象寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができることとすること。
 - キ 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当するものとして計算した金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととすること。
なお、非課税となった利子所得に相当する金額は、非課税となった利子等の金額に、特定寄附信託の信託財産から支出した寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額の合計額の当該信託財産から支出した対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額とすること。
- (2) 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭を超える場合にはその超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえ、その適用期限を平成27年度まで延長することとした（法附則6④～⑥）。
- (3) 保険会社の相互会社から株式会社への組織変更により割り当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を特定口座に受け入れた場合において、当該割当株式と同一銘柄の上場株式等を保有していたことにより、特定口座に受け入れた割当株式の取得価額と異なることとなった場合において、その異なることにより市町村民税の所得割の負担を減少させる結果となるときは、当該特定口座に係る特定株式等譲渡所得について、総

所得金額の計算上除外しないこととする事とした（令附則第18の4⑦）。

- (4) 法人税割の課税標準である法人税額について、国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受ける前の額とする措置を講ずることとした（法292①Ⅳ、ⅣのⅢ）。
- (5) 法人税割の課税標準である法人税額について、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、中小企業者等の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を講ずることとした（法附則8⑤⑥）。
- (6) 更正又は決定に基づく法人市町村民税の中間納付額の還付に係る還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後1月を経過する日（当該更正が更正の請求に基づくものである場合には、その更正の請求の日の翌日以後3月を経過する日と当該更正の日の翌日以後1月を経過する日とのいずれか早い日）までの日数は、当該計算期間に算入しないこととした（令48の12において準用する令9の5）。

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律における一定の基準適合表示の付された特定特殊自動車で平成23年4月1日から平成24年9月30日までの間（一定のものについては平成23年4月1日から平成25年9月30日までの間）に取得されたものについて、固定資産税の課税標準を取得後3年度間はその価格の5分の3とする特例措置を講ずることとした（法附則15⑳、令附則11㉔、則附則6㉕）。
- (2) 港湾法に規定する港湾運営会社が国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、国の補助又は国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第1条第2号に規定する規定の施行の日から平成25年3月31日までの間に取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を取得後10年度間は、国際戦略港湾において取得されたものにあつてはその価格の2分の1とし、一定の国際拠点港湾において取得されたものにあつてはその価格の3分の2とする特例措置を講ずることとした（法附則15㉖、令附則11㉕㉖、則附則6㉕～㉖）。
- (3) 主として離島路線に就航する一定の航空機に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、特に地域的な航空運送の用に供する一定の小型の航空機に係る固定資産税の課税標準をその価格の4分の1（改正前固定資産税が課されることとなった年度から3年度間はその価格の4分の1、その後の3年度間はその価格の2分の1）とすることとした（法349の3㉑、則11の4）。
- (4) 離島航路事業者が新造し、かつ、専ら離島航路事業の用に供する一定の船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象船舶に係る適用要件を撤廃し、課税標準をその価格の3分の1（改正前新造後5年度間はその価格の3分の1、その後の5年度間はその価格の3分の2）とした上、その新造期限を撤廃することとした（法349の3㉗）。
- (5) 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定

の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度間はその価格の3分の1（改正前2分の1）とした上、その対象資産の取得期限を平成25年3月31日まで延長することとした（法附則15⑰、令附則11⑳、則附則6㉞㉟）。

(6) 次のとおり課税標準の非課税措置等の適用期限を延長することとした。

ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則14㉓）。

イ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則15⑤、令附則11⑥⑦、則附則6⑱⑲）。

ウ 鉄道施設等の貸付けを行う法人が政府の補助を受けて行う既設の鉄道の駅等の改良工事で周辺の都市機能の増進に資するものとして取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則15⑭、令附則11⑰～⑳、則附則6⑭）。

エ 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則15⑳、令附則11㉔）。

オ 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成24年度分まで延長すること（法附則15㉒、令附則11㉙、則附則6㉝）。

カ 政府の補助を受けて取得された一定の太陽光を電気に変換する設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成24年3月31日まで延長すること（法附則15㉑、則附則6㉞）。

キ 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する一定の施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の新築期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則15の8⑤）。

ク 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産の取得又は改築の期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則16の2③、令附則12の2⑥⑦）。

(7) 次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。

ア 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象から家屋及び償却資産を除外すること（法349の3㉓、令52の10の6）。

イ 倉庫業者又は港湾運送業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の

倉庫等又は上屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象から上屋を除外した上、その対象資産の新設又は増設の期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則15①、令附則11②）。

ウ 一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する事業により新設した一定の高度テレビジョン放送施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（以下「平成23年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成26年3月31日までの間に新設した設備のうち一定の小規模な無線設備に係る課税標準をその価格の2分の1とし、一定の小規模な無線設備以外の無線設備にあつてはその価格の4分の3（当該設備のうち一定の地域を対象とするもので、平成23年改正法の施行の日の翌日から平成24年3月31日までの間に新設されたものにあつては、その価格の2分の1）とし、一定の放送番組を制作するための設備にあつてはその価格の4分の3（当該設備のうち平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間に新設されたものにあつては、その価格の5分の4）とした上、その対象資産の新設期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則15⑩、令附則11⑮、則附則6⑳）。

エ 電気自動車に充電するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から充電設備を除外した上、その対象資産の取得期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則15⑬、令附則11⑯、則附則6㉓）。

オ 鉄軌道事業者等が取得した新造車両で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度間はその価格の3分の1（改正前4分の1）とした上、その対象資産の取得期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則15⑰、則附則6㉔）。

カ 鉄道事業者等が取得して、事業の用に供する一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度間はその価格の3分の2（改正前2分の1）とし、このうち一定の小規模な鉄道事業者等が取得して、事業の用に供する場合にはその価格の5分の3とした上、その対象資産の取得期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則15㉑）。

キ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準を新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から5年度間はその価格の5分の3（改正前2分の1）とし、このうち特定都市再生緊急整備地域で施行された認定事業により取得したのものにあつてはその価格の2分の1とした上、その対象資産の取得期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則15㉒、令附則11㉗、則附則6㉕）。

ク 港湾法に規定する認定運営者が指定特定重要港湾において国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した港湾施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象者を港湾法及び特定外貿埠

- 頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に同法による改正前の港湾法に規定する認定運営者であるものとし、対象港湾を同号に掲げる規定の施行の際現に指定港湾であるものとした上、その対象資産の取得期限を平成26年3月31日まで延長すること（法附則15⑳、令附則11㉓）。
- コ 電気通信事業を営む者が総合行政ネットワークの安全性及び信頼性を確保するために取得した一定の電気通信設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象を資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人であるものが、電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した一定の設備とした上、その新設期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則15㉔、令附則11㉕、則附則6㉖）。
- サ 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、一定の住宅である家屋のうち人の居住の用に供する部分以外の部分及び住宅以外の家屋に係る税額からの減額を第1種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合は一定の合算額の4分の1に相当する額（改正前3分の1に相当する額）とした上、その対象となる施設建築物の新築期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則15の8㉗）。
- シ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、対象をサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅とした上、その対象資産の新築期限を平成25年3月31日まで延長すること（法附則15の8㉘、令附則11㉙）。
- (8) 次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止することとした。
- ア 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法349の3㉚）。
- イ 独立行政法人水資源機構が所有する水道又は工業用水道の用に供する施設のうちダム以外のものの用に供する一定の土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法349の3㉛）。
- ウ 独立行政法人情報通信研究機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法349の3㉜）。
- エ 社会保険診療報酬支払基金が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法349の3㉝）。
- オ 自動車安全運転センターが所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法349の3㉞）。
- カ 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が所有し、かつ、一定の業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法349の3㉟）。
- オ 駐車場法に基づく駐車場整備計画に従って設置された一定の路外駐車場の用に供する家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則15㉡）。
- カ 都市緑地法に規定する認定計画に従って新設された一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（法附則15㉢）。
- キ 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した鉄道駅の耐震性の向上に資する一定の

償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ⑦）。

- ク 電気通信事業者等が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ⑮）。
 - ケ 有線テレビジョン放送事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ⑯）。
 - コ 卸売市場法に基づく許可を受けた者等が直接その本来の業務の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ⑱）。
 - サ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく公共交通特定事業により鉄道事業者等が取得した一定の停車場建物等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ㉔）。
 - シ 鉄道事業者等が設置した集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（法附則 1 5 ㉔）。
 - ス 電気通信事業者が電気通信基盤充実臨時措置法に基づき新設した電気信号の効率的な伝送を行うための一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 5 ㉗）。
 - セ 事業主がその従業者に労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために一定の事務所等又は従業者の自宅に設置する一定の電気通信設備等に係る固定資産税の特例措置（旧法附則 1 5 ㉙）。
 - ソ 新潟県中越地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置（旧法附則 1 6 の 2 ③）。
 - タ 能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置（旧法附則 1 6 の 2 ④）。
 - チ 能登半島地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が当該償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改良した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 6 の 2 ⑤）。
 - ツ 新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が当該償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改良した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（旧法附則 1 6 の 2 ⑦）。
- (9) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 事業所税

- (1) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、その適用期限を、法人が行う事業の場合には平成 2 5 年 3 月 3 1 日までに終了する事業年度分まで、個人が行う事業の場合には平成 2 5 年分まで延長することとした（法附則 3 3 ④）。
- (2) 関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に対する資

産割の課税標準の特例措置を廃止することとした（旧法附則 3 3 ⑤、旧令附則 1 6 の 2 の 8 ⑤）。

(3) その他所要の措置を講ずることとした。

4 国民健康保険税

(1) 平成 2 5 年度から、国民健康保険税の所得割額の算定方式について、基礎控除後の総所得金額等を算定の基礎とする方式に一本化することとした（法 7 0 3 の 4）。

第 3 その他

罰則について、別紙のとおり措置を講ずることとした。

III 地方税法等の一部を改正する法律の改正に関する事項

- 1 平成 2 1 年 1 月 1 日から平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する 3 % 軽減税率（道府県民税 1 . 2 %、市町村民税 1 . 8 %）の特例を二年延長することとした（20 年改正法附則 3 及び 8）。
- 2 平成 2 1 年 1 月 1 日から平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の 3 % 軽減税率の特例を 2 年延長することとした（20 年改正法附則 3）。
- 3 平成 2 1 年 1 月 1 日から平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割の 3 % 軽減税率の特例を 2 年延長することとした（20 年改正法附則 3）。
- 4 非課税口座内上場株式等の譲渡に係る所得計算の特例について、施行日を 2 年延長し、平成 2 7 年 1 月 1 日とすることとした（22 年改正法附則 1）。

IV 航空機燃料譲与税法に関する事項

航空機燃料譲与税の譲与額について、平成 2 3 年度から平成 2 5 年度までの間、航空機燃料税の収入額の 9 分の 2（改正前 1 3 分の 2）に相当する額とする特例措置を講ずることとした（航空機燃料譲与税法附則②）。

V 地方法人特別税等に関する暫定措置法に関する事項

罰則について、別紙のとおり措置を講ずることとした。

VI 国有資産等所在市町村交付金法施行令に関する事項

自衛隊飛行場又は米軍飛行場のうち空港の機能を果たすものにおいて国が整備し、専ら一般公衆の利用に供する施設の用に供する固定資産に係る市町村交付金について、対象となる飛行場に岩国飛行場を追加することとした（国有資産等所在市町村交付金法施行令 1）。

VII 特記事項

- 1 地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った

税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮すること。

公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。特に、朝鮮総連関連施設に対する固定資産税の減免措置については、最近の裁判事例において、地方団体の判断に基づく減免措置が取り消された例があったことも踏まえ、減免対象資産の使用実態等について具体的かつ厳正に把握した上で、更に適正化に努めること。

- 2 22年度改正による年少扶養控除等の見直しに伴い、対象者は限定的であると見込まれるものの、狩猟者の登録を受ける者の一部について、適用される税率が変動することがあり得るため、このような税負担の変動については、当該登録を受ける者の生活の状況、狩猟の目的等を総合的に勘案した上で、必要があると判断される場合には、法第700条の62（狩猟税の減免）の規定により、適切に対応すること。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

「20年改正法」：地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）

「22年改正法」：地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）

「旧法」：現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）による改正前の地方税法

「旧令」：地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第202号）による改正前の地方税法施行令

「旧則」：地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第96号）による改正前の地方税法施行規則

租税罰則（地方税関係）の改正内容

1. 脱税犯

< 条文等（改正後） >	< 改正後 >	（改正前）
<p>○ほ脱犯・不正還付犯・特別徴収納入金不納付犯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業税(法人)(72条の49の3)、事業税(個人)(72条の60)、地方消費税(72条の95、72条の109)、軽油引取税(144条の41)、地方法人特別税(暫定措置法27条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 10年以下 ・罰金 1,000万円以下(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 5年以下 ・罰金 500万円以下(※1)
<ul style="list-style-type: none"> ・道府県民税(個人)(41条2項)、道府県民税(法人)(62条)、市町村民税(法人・個人)(324条1・2・4・7項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 10年以下 ・罰金 1,000万円以下(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 5年以下 ・罰金又は料料 100万円以下(※1)
<ul style="list-style-type: none"> ・道府県民税(個人)(41条2項、71条の16、71条の37、71条の57)、市町村民税(個人)(328条の16第1・3・4項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 10年以下 ・罰金 200万円以下(※1) ・両罰規定について、業務主に罰金刑を科す場合における公訴時効期間を、行為者の罪の公訴時効期間によるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 3年以下 ・罰金 50万円以下(※1)
<ul style="list-style-type: none"> ・道府県民税(個人)(41条2項)、市町村民税(個人)(324条3・4・5項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 10年以下 ・罰金 200万円以下(※1) ・両罰規定について、業務主に罰金刑を科す場合における公訴時効期間を、行為者の罪の公訴時効期間によるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 3年以下 ・罰金又は料料 50万円以下(※1)
<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費税(72条の110) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 10年以下 ・罰金 100万円以下(※2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 5年以下 ・罰金 50万円以下(※2)
<ul style="list-style-type: none"> ・地方たばこ税(74条の15、478条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 10年以下 ・罰金 100万円以下(※1) ・両罰規定について、業務主に罰金刑を科す場合における公訴時効期間を、行為者の罪の公訴時効期間によるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 3年以下 ・罰金 100万円以下(※1)
<ul style="list-style-type: none"> ・鉱産税(530条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 5年以下 ・罰金 1,000万円以下(※1) ・両罰規定について、業務主に罰金刑を科す場合における公訴時効期間を、行為者の罪の公訴時効期間によるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 3年以下 ・罰金 500万円以下(※1)

< 条文等 (改正後) >	< 改正後 >	(改正前)
<ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場利用税(86条)、固定資産税(358条)、特別土地保有税(604条)、事業所税(701条の56)、都市計画税(702条の8第8項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 5年以下 ・罰金 100万円以下(※1) ・両罰規定について、業務主に罰金刑を科す場合における公訴時効期間を、行為者の罪の公訴時効期間によるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 3年以下 ・罰金又は科料 100万円以下(※1)
<ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税(73条の30)、自動車取得税(127条)、自動車税(160条)、鉦区税(192条)、法定外普通税(281条、691条)、入湯税(701条の7)、法定外目的税(733条の21) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 5年以下 ・罰金 100万円以下(※1) ・両罰規定について、業務主に罰金刑を科す場合における公訴時効期間を、行為者の罪の公訴時効期間によるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 3年以下 ・罰金又は科料 50万円以下(※1)
<ul style="list-style-type: none"> ・水利地益税等(724条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 3年以下 ・罰金 100万円以下(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 1年以下 ・罰金又は科料 10万円以下(※1)
<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税(452条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役なし ・罰金 100万円以下(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役なし ・罰金又は科料 10万円以下(※1)
<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟税(700条の61) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役なし ・罰金 100万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役なし ・罰金又は科料 10万円以下
<p>○滞納処分免脱犯 (納税者・特別徴収義務者・その財産を占有する第三者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道府県民税(個人)(41条2項、50条1・2・5項、71条の20第1・2・4項、71条の41第1・2・4項、71条の61第1・2・4項)、道府県民税(法人)(69条1・2・4項)、事業税(法人・個人)(72条の69第1・2・4項)、不動産取得税(73条の37第1・2・4項)、地方たばこ税(74条の28第1・2・4項、485条の4第1・2・4項)、ゴルフ場利用税(95条1・2・4項)、自動車取得税(137条1・2・4項)、軽油引取税(144条の52第1・2・4項)、自動車税(168条1・2・4項)、鉦区税(201条1・2・4項)、法定外普通税(286条1・2・4項、696条1・2・4項)、市町村民税(法人・個人)(332条1・2・4項)、固定資産税(374条1・2・4項)、軽自動車税(460条1・2・4項)、鉦産税(542条1・2・4項)、特別土地保有税(614 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 3年以下 ・罰金 250万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 3年以下 ・罰金 50万円以下

< 条文等 (改正後) >	< 改正後 >	(改正前)
<p>条 1・2・4 項)、狩猟税(700 条の 67 第 1・2・4 項)、入湯税(701 条の 19 第 1・2・4 項)、事業所税(701 条の 66 第 1・2・4 項)、都市計画税(702 条の 8 第 8 項)、水利地益税等(729 条 1・2・4 項)、法定外目的税(733 条の 25 第 1・2・4 項)、地方法人特別税(暫定措置法 28 条 1・2・4 項)</p>		
<p>○滞納処分免脱犯 (行為の相手方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道府県民税(個人)(41 条 2 項、50 条 3・5 項、71 条の 20 第 3・4 項、71 条の 41 第 3・4 項、71 条の 61 第 3・4 項)、道府県民税(法人)(69 条 3・4 項)、事業税(法人・個人)(72 条の 69 第 3・4 項)、不動産取得税(73 条の 37 第 3・4 項)、地方たばこ税(74 条の 28 第 3・4 項、485 条の 4 第 3・4 項)、ゴルフ場利用税(95 条 3・4 項)、自動車取得税(137 条 3・4 項)、軽油引取税(144 条の 52 第 3・4 項)、自動車税(168 条 3・4 項)、鉱区税(201 条 3・4 項)、法定外普通税(286 条 3・4 項、696 条 3・4 項)、市町村民税(法人・個人)(332 条 3・4 項)、固定資産税(374 条 3・4 項)、軽自動車税(460 条 3・4 項)、鉱産税(542 条 3・4 項)、特別土地保有税(614 条 3・4 項)、狩猟税(700 条の 67 第 3・4 項)、入湯税(701 条の 19 第 3・4 項)、事業所税(701 条の 66 第 3・4 項)、都市計画税(702 条の 8 第 8 項)、水利地益税等(729 条 3・4 項)、法定外目的税(733 条の 25 第 3・4 項)、地方法人特別税(暫定措置法 28 条 3・4 項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 2 年以下 ・罰金 150 万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 2 年以下 ・罰金 30 万円以下

2. 秩序犯

【申告書等不提出犯等】

< 条文等 (改正後) >	< 改正後 >	(改正前)
○申告書等不提出犯 ・事業税(法人)(72条の37)、地方消費税(72条の92、72条の102)、軽油引取税(144条の19)、固定資産税(395条)、地方法人特別税(暫定措置法25条)	・懲役 1年以下 ・罰金 50万円以下	[・懲役 1年以下 ・罰金 20万円以下]
・事業税(個人)(72条の57)、不動産取得税(73条の20)、自動車税(154条)、鉦区税(187条)、法定外普通税(273条、683条)、市町村民税(個人)(317条の5)、固定資産税(386条)、軽自動車税(449条)、狩猟税(700条の58)、事業所税(701条の54)、水利地益税等(716条)、法定外目的税(733条の12)	・過料 10万円以下	[・過料 3万円以下]
(新設) ・道府県民税(法人)(53条の3)、市町村民税(法人)(321条の8の3)	・懲役 1年以下 ・罰金 50万円以下	—
・事業所税(701条の49の2)、地方たばこ税(74条の12の2、475条の2)、自動車取得税(124条の2)、鉦産税(522条の2)、特別土地保有税(600条の2)	・過料 10万円以下	—
○納税管理人に係る不申告犯 ・道府県民税(法人)(31条)、事業税(法人・個人)(72条の11)、不動産取得税(73条の12)、ゴルフ場利用税(81条)、自動車税(159条)、鉦区税(191条の2)、法定外普通税(268条、678条)、市町村民税(法人・個人)(302条)、固定資産税(357条)、鉦産税(529条)、特別土地保有税(592条)、事業所税(701条の39)、水利地益税等(711条)、法定外目的税(733条の8)	・過料 10万円以下	[・過料 3万円以下]
○給与支払報告書等不提出・虚偽記載犯 ・市町村民税(個人)(317条の7)	・懲役 1年以下 ・罰金 50万円以下	[・懲役 1年以下 ・罰金 20万円以下]
○特別徴収票不提出・虚偽記載犯 ・道府県民税(個人)(41条2項)、市町村民税(個人)(328条の16第2・4項)	・懲役 1年以下 ・罰金 50万円以下	[・懲役 1年以下 ・罰金 20万円以下]
○退職所得申告書不提出犯		

< 条文等 (改正後) >	< 改正後 >	(改正前)
・ 市町村民税 (個人) (328 条の 8)	・ 過料 10 万円以下	〔 ・ 過料 3 万円以下 〕

【虚偽申告犯、検査忌避犯、虚偽帳簿書類提示犯等】

< 条文等 (改正後) >	< 改正後 >	(改正前)
○虚偽申告犯 ・ 道府県民税 (法人) (54 条)、道府県民税 (個人) (附則 5 条の 4 第 13 項)、事業税 (法人) (72 条の 38)、事業税 (個人) (72 条の 56)、地方消費税 (72 条の 91)、市町村民税 (個人) (317 条の 4、附則 5 条の 4 第 13 項)、市町村民税 (法人) (321 条の 9)、固定資産税 (385 条、395 条)、地方法人特別税 (暫定措置法 26 条)	・ 懲役 1 年以下 ・ 罰金 50 万円以下 ・ 虚偽申告犯の対象に、市町村民税 (個人) の寄附金税額控除に係る申告書に虚偽の記載をして提出した場合を含める。	〔 ・ 懲役 1 年以下 ・ 罰金 20 万円以下 〕
・ 不動産取得税 (73 条の 19)、自動車税 (153 条)、鉱区税 (186 条)、法定外普通税 (272 条、682 条)、事業所税 (701 条の 53)、水利地益税等 (715 条)、法定外目的税 (733 条の 11)	・ 懲役 1 年以下 ・ 罰金 50 万円以下	〔 ・ 懲役なし ・ 罰金 5 万円以下 〕
・ 軽自動車税 (448 条)、狩猟税 (700 条の 57)	・ 懲役なし ・ 罰金 30 万円以下	〔 ・ 懲役なし ・ 罰金 5 万円以下 〕
(新設) ・ 道府県民税 (個人) (41 条 2 項)	・ 懲役 1 年以下 ・ 罰金 50 万円以下	—
○納税管理人に係る虚偽申告犯 ・ 道府県民税 (法人) (30 条)、事業税 (法人・個人) (72 条の 10)、不動産取得税 (73 条の 11)、ゴルフ場利用税 (80 条)、自動車税 (158 条)、鉱区税 (191 条)、法定外普通税 (267 条、677 条)、市町村民税 (法人・個人) (301 条)、固定資産税 (356 条)、鉱産税 (528 条)、特別土地保有税 (591 条)、事業所税 (701 条の 38)、水利地益税等 (710 条)、法定外目的税 (733 条の 7)	・ 懲役なし ・ 罰金 30 万円以下	〔 ・ 懲役なし ・ 罰金 3 万円以下 〕
○検査忌避犯、虚偽帳簿書類提示犯等 ・ 道府県民税 (法人・個人) (27 条)、事業税 (法人) (72 条の 8、72 条の 36、72 条の 49 の 6)、事業税 (個人) (72 条の 8、72 条の 64)、軽油引取税 (144 条の 12、144 条の 39)、市町村民税 (法人・個人) (299 条)、固定資産税 (354 条、397 条)、鉱産税 (524 条、526	・ 懲役 1 年以下 ・ 罰金 50 万円以下	〔 ・ 懲役 1 年以下 ・ 罰金 20 万円以下 〕

<条文等（改正後）>	<改正後>	(改正前)
条)、特別土地法有税(589条)、事業所税(701条の36)、地方法人特別税(暫定措置法24条、30条)		
<ul style="list-style-type: none"> ・軽油引取税(144条の28、144条の33第5・6項、144条の37) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 1年以下 ・罰金 50万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役なし ・罰金 20万円以下
<ul style="list-style-type: none"> ・地方消費税(72条の85)、地方たばこ税(74条の8、74条の18、471条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 1年以下 ・罰金 50万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役なし ・罰金 10万円以下
<ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税(73条の9)、ゴルフ場利用税(78条)、自動車取得税(117条)、自動車税(156条)、鉱区税(189条)、法定外普通税(265条、675条)、入湯税(701条の6)、水利地益税等(708条)、法定外目的税(733条の5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 1年以下 ・罰金 50万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役なし ・罰金 5万円以下
<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税(451条)、狩猟税(700条の60) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役なし ・罰金 30万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役なし ・罰金 5万円以下
○滞納処分に関する検査拒否等犯		
<ul style="list-style-type: none"> ・道府県民税(個人)(41条2項、50条4・5項、71条の21、71条の42、71条の62)、道府県民税(法人)(70条)、事業税(法人・個人)(72条の70)、不動産取得税(73条の38)、地方たばこ税(74条の29、485条の5)、ゴルフ場利用税(96条)、自動車取得税(138条)、軽油引取税(144条の53)、自動車税(169条)、鉱区税(202条)、法定外普通税(287条、697条)、市町村民税(法人・個人)(333条)、固定資産税(375条)、鉱産税(543条)、特別土地保有税(615条)、入湯税(701条の20)、事業所税(701条の67)、都市計画税(702条の8第8項)、水利地益税等(730条)、法定外目的税(733条の26)、地方法人特別税(暫定措置法29条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 1年以下 ・罰金 50万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役なし ・罰金 10万円以下
<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税(461条)、狩猟税(700条の68) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役なし ・罰金 30万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役なし ・罰金 10万円以下
○特別徴収義務者の登録等に関する罪		
<ul style="list-style-type: none"> ・軽油引取税(144条の17) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 1年以下 ・罰金 50万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役なし ・罰金 30万円以下
<ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場利用税(85条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 1年以下 ・罰金 50万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・懲役 6月以下 ・罰金 10万円以下

【その他】

< 条文等 (改正後) >	< 改正後 >	(改正前)
<p>○免税証の不正受給等による免税軽油の引取りに関する罪</p> <p>・軽油引取税(144条の22、144条の25第2・3項)</p>	<p>・懲役 10年以下</p> <p>・罰金 1,000万円以下</p>	<p>〔</p> <p>・懲役 5年以下</p> <p>・罰金 500万円以下</p> <p>〕</p>
<p>○製造の承認を受ける義務に関する罪</p> <p>・軽油引取税(144条の33第1・6項)</p>	<p>・懲役 10年以下</p> <p>・罰金 1,000万円以下 (法人重科 3億円以下)</p> <p>・両罰規定について、業務主に罰金刑を科す場合における公訴時効期間を、行為者の罪の公訴時効期間によるものとする。</p>	<p>〔</p> <p>・懲役 5年以下</p> <p>・罰金 500万円以下 (法人重科 3億円以下)</p> <p>〕</p>
<p>○不正軽油等の製造に要する資金等の提供等の罪(いわゆる供給者罰則)</p> <p>・軽油引取税(144条の33第2・6項)</p>	<p>・懲役 7年以下</p> <p>・罰金 700万円以下 (法人重科 2億円以下)</p> <p>・両罰規定について、業務主に罰金刑を科す場合における公訴時効期間を、行為者の罪の公訴時効期間によるものとする。</p>	<p>〔</p> <p>・懲役 3年以下</p> <p>・罰金 300万円以下 (法人重科 2億円以下)</p> <p>〕</p>
<p>○不正軽油等譲受罪</p> <p>・軽油引取税(144条の33第3・6項)</p>	<p>・懲役 3年以下</p> <p>・罰金 300万円以下 (法人重科 1億円以下)</p>	<p>〔</p> <p>・懲役 2年以下</p> <p>・罰金 200万円以下 (法人重科 1億円以下)</p> <p>〕</p>
<p>○承認を受けないでする免税軽油の譲渡に関する罪、燃料炭化水素油の譲渡等の承認を受ける義務に関する罪</p> <p>・軽油引取税(144条の26、144条の33第4・6項)</p>	<p>・懲役 2年以下</p> <p>・罰金 100万円以下</p>	<p>〔</p> <p>・懲役 1年以下</p> <p>・罰金 50万円以下</p> <p>〕</p>

3. 税務職員の守秘義務違反（秘密漏洩）の罪

< 条文等（改正後） >	< 改正後 >	（改正前）
○秘密漏洩 （22 条、暫定措置法 31 条）	・懲役 2 年以下 ・罰金 100 万円以下	〔・懲役 2 年以下 ・罰金 30 万円以下〕
（新設） （22 条、暫定措置法 31 条）	現在規定がない地方税の犯則事件の調査及び地方税の徴収の事務における同様の守秘義務違反を処罰対象に含める。	

4. 故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設

< 条文等（改正後） >	< 改正後 >
・道府県民税（法人）（62 条）、道府県民税（個人）（41 条 2 項）、事業税（法人）（72 条の 49 の 3）、事業税（個人）（72 条の 60）、地方消費税（72 条の 95）、軽油引取税（144 条の 41）、市町村民税（法人・個人）（324 条 5・6・7 項）、地方法人特別税（暫定措置法 27 条）	・懲役 5 年以下 ・罰金 500 万円以下（※1）
・地方たばこ税（74 条の 15、478 条）	・懲役 5 年以下 ・罰金 50 万円以下（※1）
・鉱産税（530 条）	・懲役 3 年以下 ・罰金 500 万円以下（※1）
・不動産取得税（73 条の 30）、自動車取得税（127 条）、自動車税（160 条）、鉱区税（192 条）、法定外普通税（281 条、691 条）、固定資産税（358 条）、特別土地保有税（604 条）、事業所税（701 条の 56）、法定外目的税（733 条の 21）	・懲役 3 年以下 ・罰金 50 万円以下（※1）
・水利地益税等（724 条）	・懲役 1 年以下 ・罰金 50 万円以下（※1）
・軽自動車税（452 条）、狩猟税（700 条の 61）	・懲役なし ・罰金 50 万円以下 （軽自動車税のみ（※1））

5. 地方消費税の不正還付未遂罪の創設

< 条文等（改正後） >	< 改正後 >
・地方消費税（72 条の 95）	・不正に地方消費税の還付を受けようとした者（未遂）を処罰する規定を創設する。

（備考）法律名の略称

「暫定措置法」：地方法人特別税等に関する暫定措置法

（※1）脱税額が、定額刑を超える場合には、情状により、脱税額が罰金刑の上限となる。

（※2）脱税額の 3 倍が、定額刑を超える場合には、情状により、脱税額の 3 倍が罰金刑の上限となる。